



工事計画認可申請の取下げについて

原 発 本 第 242 号
令 和 2 年 3 月 26 日

原子力規制委員会 殿

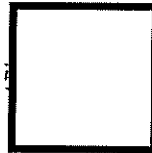
経 済 産 業 大 臣

梶 山 弘 志 殿

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号

九州電力株式会社

代表取締役
社長執行役員 池 辺 和



当社は、1次系配管に対する予防保全のため、平成23年11月29日付け原発本第241号により玄海原子力発電所第2号機 抽出ライン取替工事の工事計画認可申請を行い、平成24年1月24日付け平成23・11・29原第7号にて認可されています。

その後、玄海原子力発電所2号機については廃止することとし、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の34第2項に基づき令和元年9月3日付け原発本第84号により玄海原子力発電所2号炉の廃止措置計画認可申請（令和2年2月27日付け原発本第210号により一部補正）を行い、令和2年3月18日付け原規規発第2003184号にて認可されています。

このため、平成23年11月29日付け原発本第241号の工事計画認可申請の取り下げを行うことと致しますので、よろしくお取り計らい願います。

なお、上記工事計画認可申請については工事に着手しておりません。